



# 携帯電話不正利用防止法の改正に基づく 制度整備の方向性について

---

令和 8 年 7 月  
総合通信基盤局

※国民を詐欺から守るための総合対策2.0（令和7年4月22日犯罪対策閣僚会議決定）等において通信サービスの不適正利用対策について決定。

ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会（親会）	不適正利用対策に関するワーキンググループ
<p>令和7年7月（第6回） 報告書（案）について （7月5日～8月4日 意見募集）</p> <p>令和7年9月（第7回） 意見募集の結果について ▶ 9月10日 報告書公表</p> <p>令和7年12月（第8回） ワーキンググループにおける検討結果報告 ※メール審議</p> <p>令和8年1月（第9回） 携帯電話不正利用防止法の見直しを含む新たな対策の方向性について報告</p>	<p>令和7年4月～6月（第7回～第10回） 不適正利用対策をめぐる環境変化を踏まえ、「携帯電話本人確認のルール」及び「闇バイト、特殊詐欺等対策」等について検討</p> <p>令和7年11月（第11回・第12回） 「携帯電話本人確認のルール」のうち「上限契約台数」等について、状況の検証・継続検討</p>

報告書及びその後のワーキンググループでの議論を踏まえ、携帯電話の本人確認に関するルールにおける今後の取組の方向性として、以下の点について、法改正による**制度整備に向けて検討を進めた。**

- ①データSIMの本人確認、
- ②上限契約台数、
- ③法人の代理権（在籍確認）

## 1 SIMの不正転売

SIMの不正転売の違法性について、政府・事業者による分かりやすい周知啓発を一層強化するとともに、事業者の取組を推進（与信強化等）

## 2 法人の代理権

来店する担当者と法人の関係性を明らかにするために最低限必要な書類（電子的な書類も排除されない。）の提出を求める等、**所要の制度見直しが必要。**▶ **法制化（改正法）**

## 3 他社の本人確認結果への依拠

ID・パスワードの不正入手への対策や他の見直し事項の進展を見極めた上で、本人確認の保証レベルの確保等、依拠が適切にできる要件を整理。

## 4 追加回線の本人確認

当人認証性を向上させるべく、本人確認ガイドラインも参考に、厳格化に向けた**規定の見直しが必要。**▶ **多要素認証を必須とする省令改正を行い、令和8年4月施行**

## 5 上限契約台数

事業者における自主的な取組を強化すべき。今後、自主的な取組の状況について検証を行い、更に取組を推進するとともに、何らかのルール化について検討すべき。

▶ （WGでの検討結果）総務省として**制度面から**事業者の自主的な取組を後押しする**環境を整備する必要。**▶ **法制化（改正法）**

## 6 データSIM

**義務化について検討すべき。**ただし、対象SIMや利用用途等について、利便性へのバランスの観点から、利用実態や実効性に配慮した規定とすべき。▶ **法制化（改正法）**

- 政府において**携帯電話不正利用防止法改正案**（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案）をとりまとめ、令和8年3月24日に閣議決定・国会提出。
- 国会審議（5月12日衆・総務委員会、5月21日参・総務委員会 等）を経て、**令和8年5月22日成立**、同月29日公布。

## ① データSIMの本人確認

### 1 本人確認義務等の対象となる電気通信役務の範囲の拡大

近年の詐欺において、データ通信が不正利用されていることを踏まえ、**データSIMを措置の対象に追加**。

### 2 外国人の本人特定事項に関する規定の整備

短期滞在外国人が**データSIM**を利用している実態を踏まえ、**パスポート等による本人確認**に関する規定を整備。

### 3 警察署長による契約者確認の求めに必要な照会に関する規定の追加

メッセージアプリ等によるデータ通信の不正利用において、当該アプリの運営者からアカウントに紐づく情報の提供を受ける必要があるため、契約者確認の求めに必要な範囲に限り、**関係事業者へ照会し、報告を求める規定**を設ける。

## ② 契約回線数

### 4 個人による利用が通常想定されない回線数（多回線契約）の役務提供拒否に係る規定の追加

携帯通信事業者が**役務提供拒否**できる場合に、**特定の個人に提供する回線数の合計が一定数を超える場合**を追加。

### 5 法人の契約締結等を行う契約担当者等の在籍確認に関する規定の整備

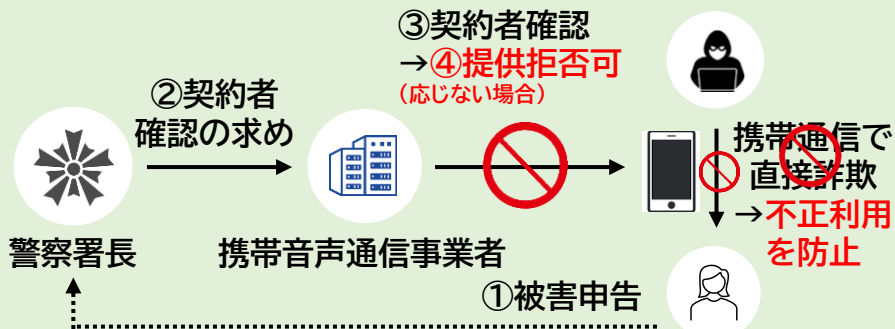
法人契約を抜け道とした不正な多回線契約を防止するため、一定の方法で**法人の契約担当者等の在籍確認**を行う義務を追加。

	主な利用者	契約の種類	改正前	改正後	主な本人確認書類
日本人		音声SIM契約	○ 本人確認 有	○ 本人確認 有	マイナンバーカード、 運転免許証等
		データSIM契約	× 本人確認 無	○ 本人確認 有	
		音声レンタル契約	○ 本人確認 有	○ 本人確認 有	
外国人	長期滞在者	音声SIM契約	○ 本人確認 有	○ 本人確認 有	在留カード、 運転免許証、マイ ナンバーカード※ 等 ※ 住民票を有している場合
		データSIM契約	× 本人確認 無	○ 本人確認 有	
	短期滞在者	データSIM契約	× 本人確認 無	○ 旅券のみによる本人確認可	旅券
		音声レンタル契約	○ 旅券のみによる本人確認可	○ 旅券のみによる本人確認可	

## 現在

## 見直し後(データSIMを追加)

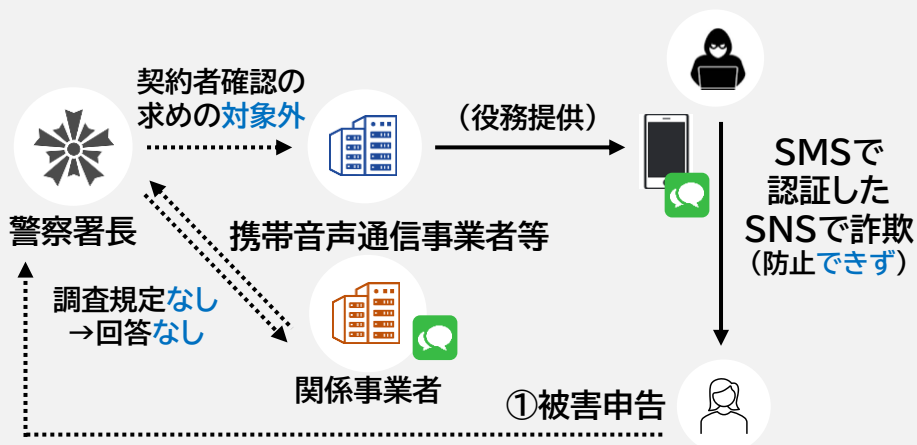
(音声SIM)



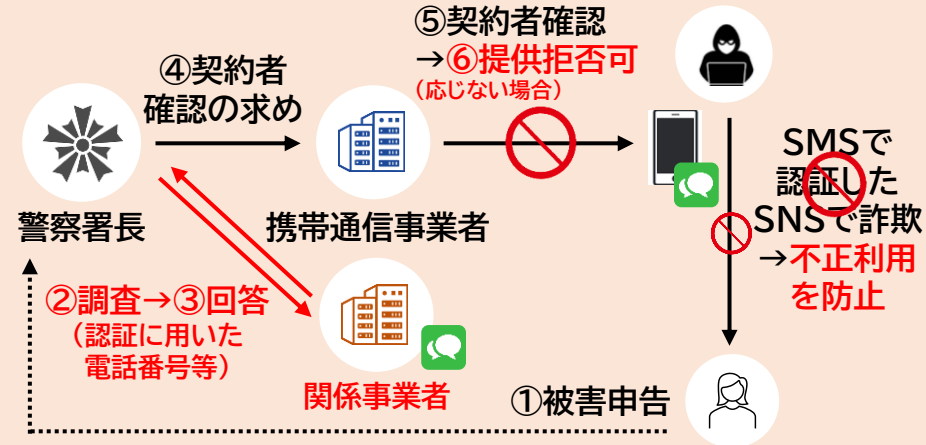
(音声SIM:引き続き実施)



(データSIM:対象外)



(データSIM)



- 改正法では、改正法に基づく**具体的な制度の内容**について**総務省令**に一部委任している。
  - 改正法は、**公布から1年以内の政令で定める日**に施行することとされており、施行に向けて、総務省令（携帯電話不正利用防止法施行規則）の改正等の制度整備を進める必要。
- ▶ **これまでのワーキンググループにおける議論等を踏まえつつ、この制度整備に向け、以下「主な論点」について、事業者団体からのヒアリングを行うとともに、御意見を賜りたい。**

## 主な論点

### （本人確認義務等の対象となる電気通信役務の範囲の拡大 関係）

(1) 改正前の対象であった音声SIMに加え、どのような**データ通信専用SIM**を本人確認義務等の対象とするか。

### （個人による通常想定されない回線数（多回線契約）の役務提供拒否に係る規定の追加 関係）

(2) 携帯通信役務等の**提供を拒むことができる回線数**（通信可能端末設備の数）について、どのように定めるか。

### （法人の契約締結等を行う代表者等の在籍確認に関する規定の整備 関係）

(3) 法人の契約担当者等（代表者等）の**権限・地位確認の具体的な方法**として、どのようなものを定めるか。

## 検討スケジュール

**本日（7月9日）** 事務局説明、事業者団体からヒアリング

・一般社団法人**電気通信事業者協会**（TCA） ・一般社団法人**テレコムサービス協会**（※同会のMVNO委員会）

**7月下旬** 論点整理 ▶ ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会（親会）に報告

## 改正法の内容

- 現行法上、本人確認義務等の対象は**音声SIM**に限られており、データ通信専用SIMについての規定は無かったが、近年、**SNS型投資・ロマンス詐欺**を含む**特殊詐欺**の被害が深刻となる中、これらの詐欺等において**携帯データ通信が不正に利用**されていること等が明らかとなっている。
- そこで、改正法では、**データ通信専用SIM**についても、**本人確認義務等の対象とすること**としている。
- **具体的な対象役務**（SIMの種類等）については、**総務省令**で定めることとされている。

## 主な論点

改正前の対象であった音声SIMに加え、どのような**データ通信専用SIM**を本人確認義務等の対象とするか。

- ✓ 警察庁の調査では、本人確認なく不正利用されていたSIMの多くがSMS機能付きのものであったことを踏まえ、**SMS機能付きデータ通信専用SIM**を対象とすることについて、どのように考えるか。
- ✓ 利用者の利便性への影響や不正利用のおそれ等を勘案し、**IoT機器向けのSIM**を対象外とすることが考えられるが、どのようなものを対象外とするか（利用用途、機能制限の有無等）。

## [参考] ICTサービスの利用を巡る諸問題に対する利用環境整備に関する報告書

今後の方向性としては、データSIMについては、悪用の実態が確認されたことを踏まえ、一部の事業者で既に自主的に行われている本人確認の取組を確実に行う観点から、義務化について検討すべきである。ただし、義務化を検討するにあたっては、貸与時の本人確認の規律も参考に、対象SIMや利用用途（訪日外国人やIoT機器）等に関して、不正利用を防止しようとするあまり、過剰規制に陥ることのないよう、利便性へのバランスの観点から利用実態や実効性に配慮した規定とするべきである。

## 改正後携帯電話不正利用防止法（抄）

## （定義）

- 第2条** この法律において「**携帯通信**」とは、携帯して使用するために開設する無線局（…）と、当該無線局と通信を行うために陸上に開設する移動しない無線局との間で行われる無線通信をいう。
- 2** この法律において「**携帯通信役務**」とは、電気通信事業法（…）第二条第三号に規定する電気通信役務（…）のうち、**携帯通信**に係るものであって、その電気通信役務の提供を受ける者の管理体制の整備を促進する必要があると認められるものとして**総務省令で定めるもの**をいう。
- 3・4** （略）
- 5** この法律において「**通信可能端末設備**」とは、携帯通信端末設備であって**携帯通信役務**の提供に利用されている電気通信回線設備（…）に接続され通信が可能なものをいう。
- 6** この法律において「**契約者特定記録媒体**」とは、携帯通信事業者との間で**携帯通信役務**の提供を内容とする契約（…）を締結している者（…）を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体（…）であって、携帯通信端末設備その他の設備（…）に取り付けることにより、それと一体として通信可能端末設備を構成するものをいう。

## （契約締結時の本人確認義務等）

- 第3条** 携帯通信事業者は、携帯通信役務の提供を受けようとする者との間で、役務提供契約を締結するに際しては、個人番号カード（…）に記録された署名用電子証明書（…）の送信を受ける方法その他の総務省令で定める方法により、当該役務提供契約を締結しようとする相手方（…）について、本人特定事項（自然人にあつては氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で総務省令で定めるものにあつては、総務省令で定める事項）及び生年月日をいい、法人にあつては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。）の確認（…）を行わなければならない。
- 2～4** （略）

### 改正法の内容

- 通常個人で利用することが想定されない回線数の契約（多回線契約）については、現在、主要な携帯通信事業者において**契約回線数の上限を設ける等の自主的な対策**を講じており、一定の成果を挙げている。
- 一方、自主的な対策を行っていない事業者や不十分な事業者を標的とした**多回線契約回線の不正転売**が発生しているほか、契約回線数の上限・運用が事業者によって異なり、**利用者にとって分かりにくい**等の課題がある。
- そこで、改正法では、携帯通信事業者が**役務提供を拒否できる場合に、特定の個人に提供する回線数の合計が一定数を超える場合**を追加し、契約回線数の上限についての**統一的な基準**を示すとともに、携帯通信事業者がその上限を超える契約を**拒否できることを明確化**することとしている。
- 役務提供拒否を可能とする**具体的な上限回線数**については、**総務省令**で定めることとされている。

### 主な論点

携帯通信役務等の**提供を拒むことができる回線数**（通信可能端末設備の数）について、どのように定めるか。

- ✓ 音声SIMについて、主要な携帯通信事業者が自主的に設定している上限が「**原則5回線**」であることも踏まえて、具体的にどの程度の上限数を設定するか。SMS機能付きデータ通信専用SIMについても、主要な携帯通信事業者において同様の上限があることを踏まえ、別途、同一の回線数上限としてはどうか。
- ✓ ただし、**正当な利用用途が確認できる場合**等、不正利用のおそれと低いと考えられる場合を**上限の例外とすること**について、どのように考えるか。例えば、契約者が家族を代表して契約する場合等、適当な方法により**利用者登録**が行われている場合について、どのように考えるか。その他、取扱いを明確とすべき正当な利用用途はあるか。

### [参考] ICTサービスの利用環境を巡る諸問題について

～不適正利用対策をめぐる環境変化と新たな対策について・第11～12回の不適正利用対策に関するワーキンググループの報告～

上限契約台数の制限については、業界ルールの進展が一定程度図られたことが認められるものの、今後、多くの事業者への更なる浸透を図るとともに、利用者視点から一定の予見可能性の確保が望ましいこと等を考えると、総務省として制度面から事業者の自主的な取組を後押しする環境を整備する必要がある。

例えば、一定台数を超える契約を利用者が求めた場合に、利用目的やSIMの種別を踏まえ、事業者として提供拒否ができることについて、法令上の措置を含め、明確化の観点からルール化すること等、所要の環境整備を迅速に進めていくことが適当である。

総務省において、上記ルール化等を通じて事業者の更なる自主的な取組を促進するとともに、事業者において、不正契約を防止するための契約時の対応強化に一層取り組むべき。また、取組状況を受けて必要になる場合には、犯罪との因果関係を踏まえながら、名義人が契約したSIMの実際の使用者を把握する方法を含めた検討や、一層のルール化を含む対策の強化（例：一律の上限契約台数制限）についても検討すべき。

## 改正後携帯電話不正利用防止法（抄）

## （携帯通信役務等の提供の拒否）

**第11条** 携帯通信事業者は、次に掲げる場合には、携帯通信役務の提供その他役務提供契約に係る通信可能端末設備等により提供される当該携帯通信役務以外の**電気通信役務の提供**（第六号に掲げる場合にあつては、その超えることとなる部分の数の通信可能端末設備によるものに限る。）を拒むことができる。

一～五 （略）

六 相手方又は譲受人等（それぞれ自然人であるものに限り、貸与業者であるものを除く。）が**同時に利用することができる通信可能端末設備**（当該携帯通信事業者との役務提供契約に係るものに限る。）の数が**総務省令で定める数**を超えることとなる場合

※ 例えば、**SIMカード単体販売**等の場合でも、「同時に利用することができる通信可能端末設備の数」は**1つ**増加することになる。また、**2つのSIMカードが同一の端末に挿入**されている場合でも、「同時に利用することができる通信可能端末設備の数」は**2つ**である。

#### 改正法の内容

- 現行法では、法人契約等（法人契約のほか、自然人の代理人による契約等、契約担当者と契約者（契約名義人）が異なる全ての契約）において、契約担当者が契約締結を行う権限・地位を有しているかの確認を義務付けておらず、携帯通信事業者によっては、十分な確認が行われていない。そのため、個人による多回線契約を役務提供拒否の対象とすることに伴い、**法人契約等を偽造した不正な多回線契約の増加が懸念**される。また、**権限・地位の確認に必要な書類**が携帯通信事業者によって異なり、利用者にとって分かりにくいとの指摘がある。
- そこで、改正法では、携帯通信事業者に対して、一定の方法により、契約担当者が契約者に代わり**契約締結を行う権限・地位を有していること**の確認を義務付けることとしている。
- **具体的な権限・地位の確認方法**については、**総務省令**で定めることとされている。

#### 主な論点

法人の契約担当者等（代表者等）の**権限・地位確認の具体的な方法**として、どのようなものを定めるか。

- ✓ 他法令における規定や、**利用者の利便性**、用いる**書類の偽造可能性**等を勘案し、以下のような方法を認めることについて、どのように考えるか。
  - ① **同居親族又は法定代理人**であることを確認する方法
  - ② **代表権を有する役員として登記**されていることを確認する方法
  - ③ **委任状**又はこれに類する書類の提示・写しの送付を受ける方法
  - ④ 相手方の住居・営業所等に**電話をかける**等による方法
  - ⑤ 事業者が相手方と代表者等の関係を認識していることその他の理由により、権限・地位が**明らかである**ことを確認する方法

#### 主な論点（続き）

法人の契約担当者等（代表者等）の**権限・地位確認の具体的な方法**として、どのようなものを定めるか。

- ✓ **名刺や社員証**を確認する方法は、それらの書類の偽造が比較的容易であること、契約締結を行う権限・地位を有することを証するものではないこと等を踏まえ、**認めないこととすべきではないか**。

#### [参考] ICTサービスの利用を巡る諸問題に対する利用環境整備に関する報告書

（…）今後の方向性としては、法人契約については、現行の事業者の取組も踏まえつつ、利用者目線に立って予見可能性を高める観点から、**来店する担当者**と**法人の関係性**を明らかにするために**最低限必要な書類**の提出を求めるなど、所要の規定見直し（…）が必要である。最低限必要な書類については、電子的な書類も排除されないと考えられる。

## 改正後携帯電話不正利用防止法（抄）

## （契約締結時の本人確認義務等）

## 第3条（略）

2 携帯通信事業者は、相手方の本人確認を行う場合において、会社の代表者が当該会社のために役務提供契約を締結するときその他の当該携帯通信事業者との間で現に役務提供契約の締結の任に当たっている自然人が当該相手方と異なるとき（…）は、当該相手方の本人確認に加え、当該役務提供契約の締結の任に当たっている自然人（…）についても前項に規定する方法により本人確認を行うとともに、**総務省令で定めるところ**により当該**代表者等の権限又は地位の確認**を行わなければならない。

## 3・4（略）

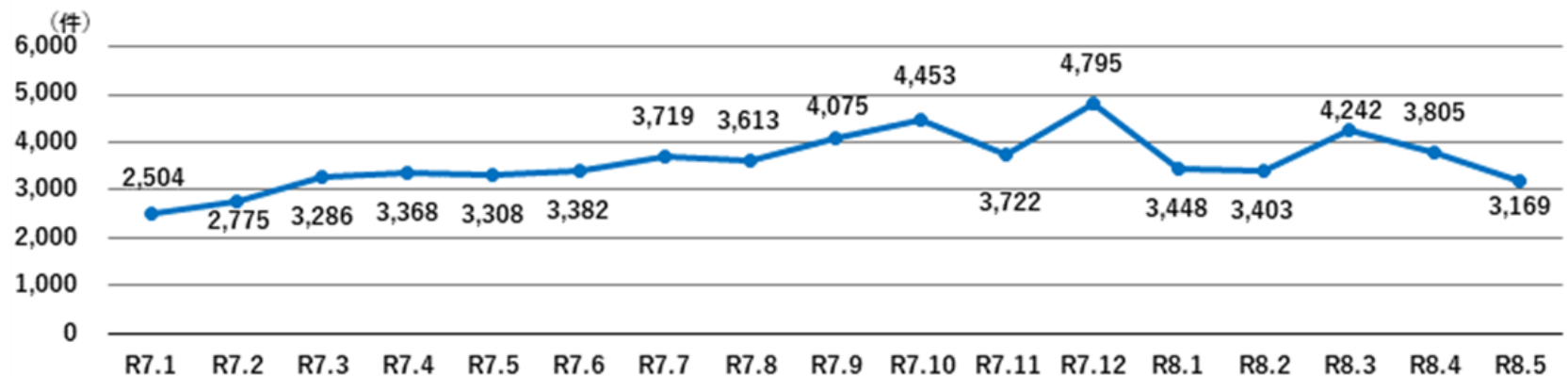
## （本人確認記録の作成義務等）

第4条 携帯通信事業者は、契約締結時本人確認を行ったときは、速やかに、**総務省令で定める方法**により、本人特定事項その他の本人確認に関する事項（**代表者等の権限又は地位の確認に関する事項を含む。**）として**総務省令で定める事項**に関する記録（…）を作成しなければならない。

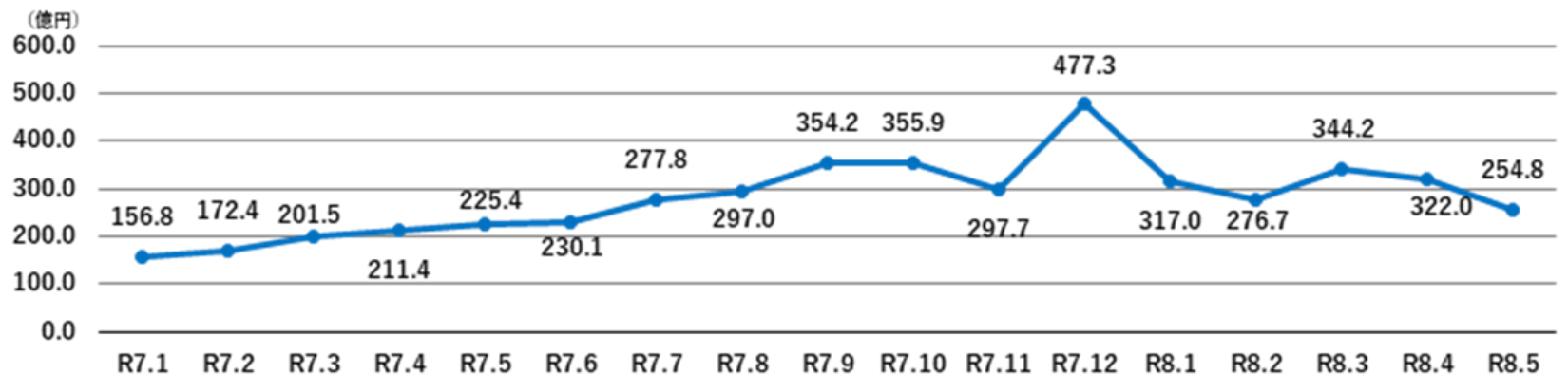
## 2（略）

- 令和7年における**特殊詐欺**（SNS型投資・ロマンス詐欺を含む。）による被害額は、過去最悪であった令和6年の被害額を大きく上回り、年間**3,257.4億円**。
- 令和8年においても、5月末までに認知件数**18,067件**、被害額**1,514.7億円**（暫定値。前年同期比+2,826件、+547.3億円）となっており、依然として状況は深刻。

## 認知件数



## 被害額



### ■ 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 総務省令を定めるに当たっては、本人確認等に際して携帯通信事業者に課されることとなる負担、とりわけ改正附則第二条に規定する施行時利用者の本人確認等に係る負担が過剰なものとならないよう、事業者等関係者の意見を十分に聴取すること。
- 二 本法の対象となっていない、SNSアカウント開設時の本人確認等についても、技術の発展や社会情勢の変化に機動的に対応し、必要な施策を速やかに講ずることに努めること。
- 三 法人の契約締結等を行う契約担当者等の権限又は地位の確認方法を総務省令で定めるに当たっては、その方法が実効性を担保するものとなるよう、十分に検討を行うこと。
- 四 特殊詐欺の被害を食い止め、国民の財産を守るため、各省庁等は、「国民を詐欺から守るための総合対策二・〇」等に基づき、地方公共団体、民間事業者、外国当局や国際機関等国際社会とも連携・協力しながら、各種施策を一層強力に推進すること。

## 組織的な詐欺から国民の財産を守るための対策に関する緊急提言 (令和7年2月25日 自民党政務調査会 治安・テロ・サイバー犯罪対策調査会)

### 2 通信関係 (1) データ通信専用SIMの契約時における本人確認の義務付け

データ通信専用SIMは、通信アプリを利用することで音声通話SIMと同様に通話等が可能であるにもかかわらず、音声通話SIMと異なり、法令によって契約時の本人確認が義務付けられていない。

契約時の本人確認は、犯行の未然防止・犯行後の追跡可能性の確保に有効と考えられることから、データ通信専用SIMについて、その悪用実態を踏まえ、法令によって契約時の本人確認を義務付けることについて検討すべきである。

## 国民を詐欺から守るための総合対策2.0 (令和7年4月22日 犯罪対策閣僚会議決定)

### 1 SNS型投資・ロマンス詐欺対策 ア 各種サービスやインフラの不正利用を防止するための取組 (ア) 利用者の本人確認強化等

#### ④ データ通信専用SIMの契約時における本人確認の義務付け

総合対策を踏まえ、データ通信専用SIMの不正利用の実態について調査を行った結果、契約時に本人確認書類を用いない本人確認手法を悪用し、不正に取得したログインIDやパスワードを用いて大量のデータ通信専用を含む通信用SIMを不正に契約した事例や、通信アプリケーションソフトウェア等のアカウントの不正取得に悪用されているなどの事例が確認された。一部の事業者においては自主的な確認も行われている一方で、携帯電話不正利用防止法上、契約時の本人確認が義務化されていないデータ通信専用SIMの犯行ツールとしての悪用の可能性が今後も懸念されるため、データ通信専用SIMについても、引き続き悪用実態も把握しつつ、それらを踏まえ、電気通信事業者に対して、契約時における実効性のある本人確認の実施を働き掛けるとともに、契約時の本人確認の義務付けを含め検討する。

## 第221回国会における高市内閣総理大臣施政方針演説 (令和8年2月20日閣議決定)

### 8 治安・安全の確保

その他の治安・安全の確保にも取り組みます。

AIやドローンなどの新たな技術を悪用した犯罪行為やCBRNEテロの抑止・対処、そして消費者教育に取り組みます。

「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」に掲げられた取組を着実に実施し、いわゆるトクリュウの撲滅を目指します。特に、携帯通信の契約時の本人確認義務の範囲を拡大する法案や、架空名義口座を利用した新たな詐欺対策を可能とする法案を提出します。(…)